

広島県告示第六百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定によって、次の漁業を平成二十七年十一月十日免許した。

平成二十七年十一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公示番号 (免許番号)	住 漁業権者の 所	名 称	免許の内容	存 続 期 間 漁業権の
区第四二三号	江田島市大柿町深 江乙四四三番地の 九	深江漁業協 同組合	平成二十七年広島 県告示第五百六十 八号のとおり	平成二十七年広島 県告示第五百六十 八号のとおり
区第四二四号	呉市倉橋町一一九 七四番地の二	倉橋島漁業 協同組合	平成二十七年広島 県告示第五百六十 九号のとおり	平成二十七年広島 県告示第五百六十 九号のとおり
区第四二五号	呉市広長浜一丁目 一番一号	広漁業協同 組合	平成二十七年広島 県告示第五百七十 号のとおり	平成二十七年広島 県告示第五百七十 号のとおり